

東邦大学 科学技術社会論 I (第9回)授業中レポート

(1)	氏名										
(2)	学籍番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1		0	0	0	0	0	0	0	0		0
2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7		0	0	0	0		0	0			
(3)	現行の日本の	民法では、	親子関係	はどのよう	に決められ	れるか。説り	明せよ。				
(4)	法と科学はど	ういうとこ	ころでタッ	グが組めて	、どういう	うところで	はタッグが	組みにくい	のか。自由	目に記せ。	
<i>,_</i> \		د ا ۱۷۷ === با ا	··								
(5)	将来あなたが ような証言が	科学研究で 求められる	従事者にな ると想像さ	:ったとして れるか?	、あなたる 自由に記せ	どのような! せ。	裁判で専門	家証人に呼	u はれると思	まうか? →	そこでどの



(6)	日本で初めて裁判でDNA鑑定が証拠採用されたのは何年のことか?
(7)	효명보셨어권을 NH 교사 이
(/)	専門技術的裁量とは何か?
(8)	実体的判断代置方式とはどのようなものか?
(9)	将来、裁判官はいま以上に科学的素養を必要とされるようになると思うか。その理由とともに答えよ。
(3)	10人、数型日はいる以上に付予的来長で必要とされるようになると心力が。 この柱田ととりに占える。
	J
<i>(</i> 1.0)	
(10)	共同事実確認とはどのようなプロセスか、答えよ。
(11)	共生成(co-production)とはどのような考え方か、答えよ。
(12)	今日の講義で分からなかったこと、もっと知りたかったことについて、自由に回答せよ。